

特定技能（介護）

ベトナム・ミャンマー・インドネシア
人材採用・受け入れ支援サービス



ミャンマー・インドネシア追加により手数料等も値
下げしております！ぜひお問い合わせください。



医療専門職のスタッフだからできる「医療」と
「福祉」現場のお手伝いをいたします。！！

深刻な人不足を解決するために適切なサポートを
実施いたします。！！

ベトナム人・ミャンマー人バイリンガルが、貴社と
求職者の間に入り誠意取次いたします。！！



- 労働者派遣事業許可番号
派13-316893
- 有料職業紹介事業許可番号
13-ユ-315768
- 登録支援機関通知書
24登-010867



採用・受入のご相談や詳細な情報のご提供につきましては、
いつでもお気軽にお問い合わせください！

株式会社Raise

<https://raise-group.co.jp/>



〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目5-11 イトーピア池袋メトロポロタン705

☎①TEL：090-9552-5061（村田） ☎②TEL：03-6774-7179（担当:タオ）

✉MAIL：raisetokyo01@gmail.com

☎FAX：03-6912-9765

技能実習と特定技能の違い



介護分野	技能実習	特定技能
目的	国際技術移転・協力	人材不足解消
受入対象	未経験者	技能実習2号修了レベル
必要試験	日本能力試験 (N4)	日本語能力試験 (N4) 介護日本語評価試験 介護技能評価試験
在留期間	3年 (要件次第で最長5年)	5年 (介護福祉士取得により永住可能)
転職	原則不可	自発的意思に基づく転職可能 ⇒ 転職をできるだけ防ぐための支援は行う
法的規制	監理団体による毎月の 巡回・監査	3か月に1回の報告
受入人数 制限	技能実習1号；常勤日本人等の10% 技能実習2号；同20% 計30%まで	常勤日本人と同人数 (介護分野)
人員基準 算定	就業後6か月以降	就業直後より・夜勤も可能

特定技能についてよくある質問

Q 介護分野における特定技能1号の期間は最長5年ですが、それ以降はどうなりますか？

A 介護分野における特定技能1号の就労期間は最長5年ですが、介護福祉士の取得で、さらに長期的な就労が可能になります。

Q 夜勤はできますか？

A 特定技能1号の外国人介護職員が夜勤を行うことはできます。

Raiseを選ぶポイント

ポイント①

医療・介護現場で30年以上実務経験あり、20年以上経営者として現場職員と向き合ってきた医療法人役員が運営しております。

問題発生時には介護施設経営者としての視点にも配慮しつつ、早めに問題の本質を把握し、職場・本人間の調整を図る等の具体的対策を立てることで、就業者の長期定着に努めます。

ポイント②

担当窓口には**ベトナム・ミャンマー人バイリンガルを配置しており、介護現場も経験しております**ので、実践に即したフォローが可能です。

(現在2名のベトナム人フォロー要員・1名のミャンマー人フォロー要員を配置しております。)

ポイント③

介護福祉士取得に関しては、企業様のご希望も勘案しつつ、弊社介護職員も交えた勉強会を開催する等の方法で、実効の上がるご提案させていただきます。



ベトナム・ミャンマ・インドネシア労働者の受け入れ・支援をトータルサポート

Raiseは、職業紹介事業所と登録支援機関として、特定技能外国人労働者の就労支援から生活支援まで、企業様と労働者様をつなげ、安心して働ける環境づくりを協力いたします。

適切なサポートを通じて、外国人労働者の活躍と日本での生活の充実をサポートし、貴社とともに成長を目指していきます。

母体の運営会社では、多数のベトナム人・ミャンマー人を受け入れており、特定技能は内部で支援も行っています。是非、貴社のお手伝いもさせていただきます。



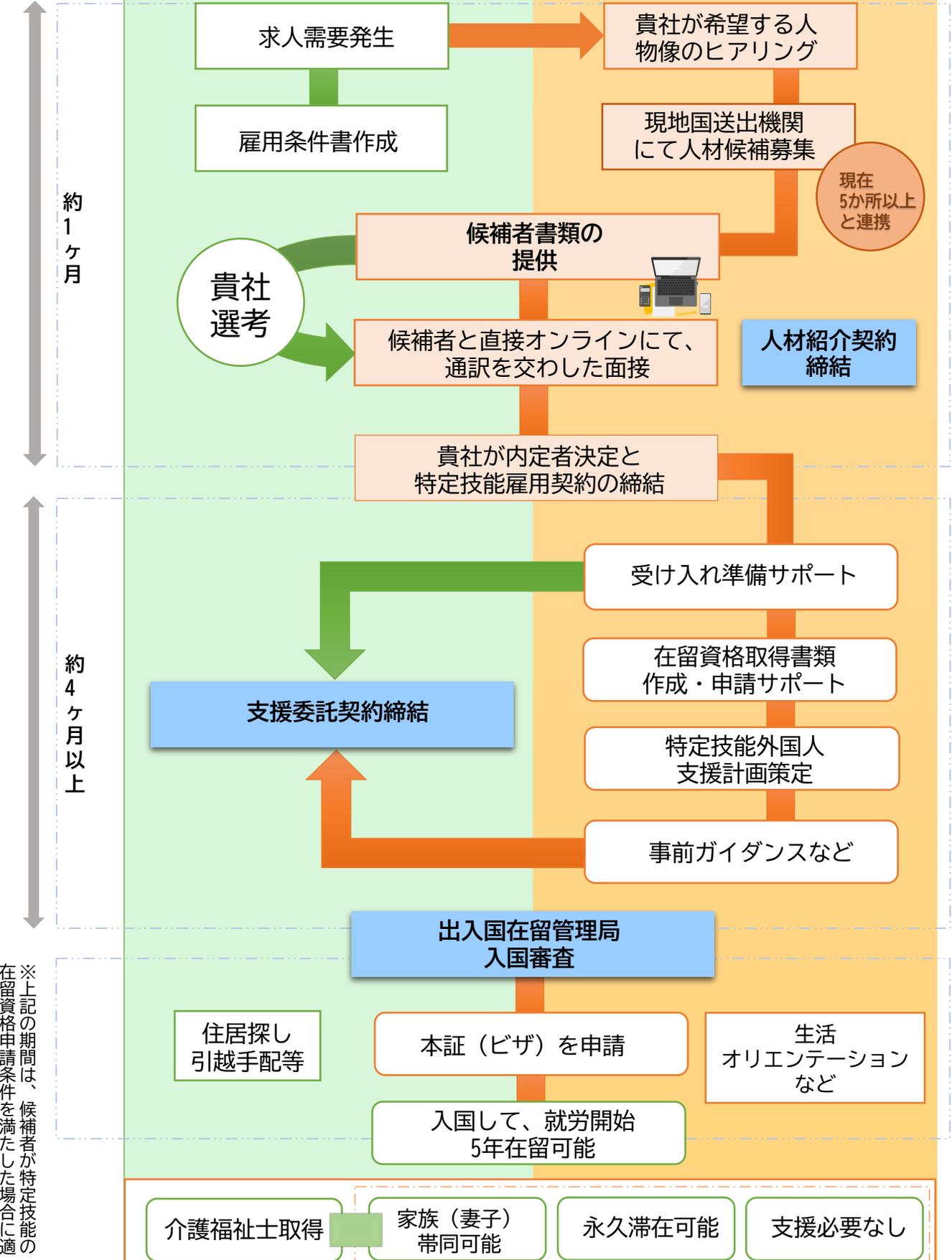
1号特定技能外国人採用の流れ 国外 - (FLOW)



受入企業様
(貴社)

株式会社Raise
(レイズ)

期間



約1ヶ月

約4ヶ月以上

※上記の期間は、候補者が特定技能の在留資格申請条件を満たした場合に適用されることとなります。

- 介護福祉士取得
- 家族(妻子)帯同可能
- 永久滞在可能
- 支援必要なし